

平成27年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成27年3月20日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- | | | | |
|----|--|----|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | 10 | 議案第14号 美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件（産業・厚生） |
| 第2 | 報告第7号 美唄市地域医療体制等調査特別委員会報告 | 11 | 議案第15号 美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件（産業・厚生） |
| 第3 | 委員長報告 | 12 | 議案第16号 美唄市介護保険条例の一部改正の件（産業・厚生） |
| 1 | 議案第4号 美唄市行政手続条例の一部改正の件（総務・文教） | 13 | 議案第17号 美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件（産業・厚生） |
| 2 | 議案第5号 美唄市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件（総務・文教） | 14 | 議案第18号 市道路線の認定及び廃止の件（産業・厚生） |
| 3 | 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件（総務・文教） | 15 | 議案第19号 美唄市医療等拠点施設整備基金条例制定の件（産業・厚生） |
| 4 | 議案第7号 美唄市給与条例の一部改正の件（総務・文教） | 16 | 議案第20号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄地区共同浴場）（産業・厚生） |
| 5 | 議案第9号 美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件（総務・文教） | 17 | 議案第21号 指定管理者の指定の件（美唄市し尿処理場）（産業・厚生） |
| 6 | 議案第10号 職業訓練法人美唄情報開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例廃止の件（総務・文教） | 18 | 議案第22号 指定管理者の指定の件（美唄斎苑）（産業・厚生） |
| 7 | 議案第11号 指定管理者の指定の件（アルテ ピアッツァ 美唄）（総務・文教） | 19 | 議案第23号 指定管理者の指定の件（美唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市一般廃棄物ストックヤード）（産業・厚生） |
| 8 | 議案第12号 指定管理者の指定の件（美唄市営温水プール）（総務・文教） | 20 | 議案第24号 指定管理者の指定の件（美唄市峰延福社会館）（産業・厚生） |
| 9 | 議案第13号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件（産業・厚生） | 21 | 議案第25号 指定管理者の指定の件（美唄市茶志内福社会館）（産業・厚生） |
| | | 22 | 議案第26号 指定管理者の指定の件（美唄市光珠内福社会館）（産業・厚生） |

- 生)
- 23 議案第27号 指定管理者の指定の件
(美唄市東福社会館)(産業・厚生)
- 24 議案第28号 指定管理者の指定の件
(美唄市南福社会館)(産業・厚生)
- 25 議案第29号 指定管理者の指定の件
(美唄市日東福社会館)(産業・厚生)
- 26 議案第30号 指定管理者の指定の件
(美唄市西美唄福社会館)(産業・厚生)
- 27 議案第31号 指定管理者の指定の件
(美唄市中村福社会館)(産業・厚生)
- 28 議案第32号 指定管理者の指定の件
(美唄市茶志内中央福社会館)(産業・厚生)
- 29 議案第33号 指定管理者の指定の件
(美唄市東明西福社会館)(産業・厚生)
- 30 議案第34号 指定管理者の指定の件
(美唄市東4条福社会館)(産業・厚生)
- 31 議案第35号 指定管理者の指定の件
(美唄市北福社会館)(産業・厚生)
- 32 議案第36号 指定管理者の指定の件
(美唄市開発福社会館)(産業・厚生)
- 33 議案第37号 指定管理者の指定の件
(美唄市癸巳福社会館)(産業・厚生)
- 34 議案第38号 指定管理者の指定の件
(美唄市総合福祉センター)(産業・厚生)
- 35 議案第39号 指定管理者の指定の件
(美唄市立茶志内双葉保育園)(産業・厚生)
- 36 議案第40号 指定管理者の指定の件
(美唄市立峰延保育所)(産業・厚生)
- 37 議案第41号 指定管理者の指定の件
(美唄市立進徳保育園)(産業・厚生)
- 38 議案第42号 指定管理者の指定の件
(美唄市東地区生活支援センター)(産業・厚生)
- 39 議案第43号 指定管理者の指定の件
(美唄市米穀乾燥調製処理施設)(産業・厚生)
- 40 議案第44号 指定管理者の指定の件
(美唄市小麦集出荷調製施設)(産業・厚生)
- 41 議案第45号 指定管理者の指定の件
(ピパオイの里プラザ)(産業・厚生)
- 42 議案第46号 指定管理者の指定の件
(美唄市交流拠点施設)(産業・厚生)
- 43 議案第47号 指定管理者の指定の件
(美唄市まちなか交流広場)(産業・厚生)
- 44 議案第48号 指定管理者の指定の件
(和田公園)(産業・厚生)
- 45 議案第49号 美唄市給水条例の一部改正の件(水道事業審査特別)
- 46 議案第50号 平成26年度美唄市一般会計補正予算(第11号)(予算審査特別)
- 47 議案第51号 平成26年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 48 議案第52号 平成26年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 49 議案第53号 平成27年度美唄市一般会計予算(予算審査特別)

50 議案第54号 平成27年度美唄市民バス会計予算（予算審査特別）

51 議案第55号 平成27年度美唄市国民健康保険会計予算（予算審査特別）

52 議案第56号 平成27年度美唄市下水道会計予算（予算審査特別）

53 議案第57号 平成27年度美唄市介護保険会計予算（予算審査特別）

54 議案第58号 平成27年度美唄市介護サービス事業会計予算（予算審査特別）

55 議案第59号 平成27年度美唄市後期高齢者医療会計予算（予算審査特別）

56 議案第60号 平成27年度市立美唄病院事業会計予算（予算審査特別）

57 議案第61号 平成27年度美唄市水道事業会計予算（予算審査特別）

58 議案第62号 平成27年度美唄市工業用水道事業会計予算（予算審査特別）

第4 議案第63号 財政調整基金使用の件

第5 議案第64号 財政調整基金の一部積立て停止の件

第6 議案第65号 美唄市議会委員会条例の一部改正の件

第7 議案第66号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

第8 意見書案第1号 T P P 交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守に関する意見書

第9 意見書案第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

第10 意見書案第3号 労働者保護ルール改

正に関する意見書

◎出席議員（14名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	五十嵐 聡 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10番	高 田 正 則 君
11番	小 関 勝 教 君
13番	土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	市 川 厚 記 君
市 民 部 長	竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	副 市 長 事 務 取 扱
経 済 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総務部総務課主査	置 田 孝 浩 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教育委員会教育長	早 瀬 公 平 君
教育委員会教育部長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹山哲郎君
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇君

農業委員会会長	小川俊美君
農業委員会事務局長	吉村清孝君

監査委員	山口隆慶君
監査事務局長	濱砂邦昭君

◎事務局職員出席者

事務局次長	中平匡司君
	三上忠君

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより、本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 土井敏興議員

1番 倉本 賢議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に、日程の第2、報告第7号美唄市地域医療体制等調査特別委員会報告を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小関地域医療体制等調査特別委員長。

●地域医療体制等調査特別委員長小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました議案第7号美唄市地域医療体制等調査特別委員会報告について、ご報告を申し上げます。

本委員会は、平成25年第2回定例会におい

て、全議員が委員となる美唄市地域医療体制等調査特別委員会が設置され、「地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等」について、これまで6回の委員会を開催し、調査を行ってまいりました。その経過及び結果について、その概要をご報告いたします。

平成25年6月24日開催の委員会では、正副委員長の互選を行いました。

次に、10月1日開催の委員会では、理事者から地域医療提供体制ビジョン、行動計画（アクションプラン）、市立病院の職員配置状況についてそれぞれ説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主な内容として、現状における市立美唄病院の課題と、基幹的病院として位置付けられた市立美唄病院の機能・役割について、との質疑に対し、市立美唄病院の課題については、7診療科や救急体制の維持をはじめ、医師の確保、施設の老朽化、近隣自治体との連携に関する協定締結などとなっている。

また、基幹的病院としては、持続可能な医療提供体制の構築を図るため、保健、福祉、介護の包括的な連携システムの構築をはじめ、近隣の中核病院との連携など、総合的な役割を果たすことを目指し、詳細については、今後検討していく。との答弁。

次に、美唄市地域医療提供体制ビジョンにおける今後の人口推計について、平成17年度の国勢調査報告を基準としているが、現状にあわせた人口推計にする必要があるのではないか。

また、アクションプランについて、来年3月のプランの成案化で、病院施設の新築あるいは改築についても示すことができるのか、

との質疑に対し、将来推計人口について、美唄市地域医療提供体制ビジョンの成案化の時には、平成 22 年度のデータが間に合わなかったもので、今後は国立社会保障・人口問題研究所の最新のデータを注視しながら、人口減少、高齢化の状況、介護認定率など、様々な要因を踏まえ、今後の医療提供体制について議論をしていきたい。

また、病院施設の新築あるいは改築については、財政健全化が終了した後、早い時期に一定の方向性を示していきたい。との答弁がありました。

平成 26 年 1 月 15 日開催の委員会では、理事者から美唄市地域医療再構築プランの素案についての説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主な内容として、人口減少と高齢化が進展する中、プランでは市立美唄病院を建替えたいとあるが、将来の人口推計を考慮しているのか、との質疑に対し、病院の規模等については、平成 26 年度に設置を予定している検討組織の中で、今後の少子高齢化や、将来人口、社会保障制度の動向などを見極めながら意見交換をしていこうと考えている。との答弁。

次に、持続可能な連携基幹病院とは、地域医療を連携する柱となるということか、との質疑に対し、少子高齢化や人口減少が進展していく中であって、病院間の連携をはじめ、保健や福祉との連携を図りながら、今後の社会形態に適応した医療を提供していこうという意味で、「持続可能な連携基幹病院」としている。との答弁。

次に、経営形態について、公営企業法の一部適用から全部適用に変更することでメリッ

トはあるのか、との質疑に対し、一部適用と同様に、行政施策や議会の意向が反映しやすく、また、事業管理者に人事や予算等の権限が与えられることから、スピード感のある機動的で弾力的な運営が可能となる。との答弁がありました。

3 月 20 日開催の委員会では、理事者から地域医療再構築プランの素案に対する市民意見等と、素案を一部修正した地域医療再構築プラン(案)についての説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主な内容として、保健福祉の行政機関を集約した施設に、介護予防の拠点機能を加えた総合的な保健福祉施設を市立美唄病院に併設することで、多額の建設費がかかるが、財政的な負担とはならないのか。

また、医療と福祉、保健を一緒の施設にしくなくても連携は出来ると考えるが、具体的な連携の内容は、との質疑に対し、施設の併設にあたっては、その必要性や財源面も踏まえ、十分な議論をしていきたい。

また、施設の併設については、新年度に市立美唄病院や庁内において、それぞれ検討組織を立ち上げ、相互の連携のあり方や、切れ目のないサービスのあり方をはじめ、美唄にあった連携、地域包括システムの具体化に向けて議論していく予定となっている。との答弁がありました。

12月11日開催の委員会では、理事者から地域医療再構築プランの推進に向けた取り組みや経過等について、また、地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業実施状況の概要について、それぞれ説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主な内容として、保健福祉総合施設整備等検討委員会において、介護施設における看取りの取り組み状況を検討するとあるが、市民の考えをどのように整理しているのか。

また、病院建設にあたっては、経営アドバイザーからの助言等にもあるように、経営の収支均衡を図ることが重要となってくると思うが、その前提として、医師確保の見通しや診療科目の設定を市民に示した上で、施設整備を進めていくのか、との質疑に対し、11月15日に開催した、在宅医療・介護推進フォーラムの終了後に、「死期が迫ったときに療養する場所」についてアンケート調査を行ったところ、「自宅で療養し必要になれば入院したい」が33%、「自宅で最期まで療養したい」が29%、「なるべく早く入院したい」が15%、「老人ホームなどに入所したい」が11%という結果となった。

看取りに関しては、北海道ではまだ一般的でないことから、今後、機会を見ながら、看取りについて、市民と話をする機会を設けていきたいと考えている。

また、医師の確保については、全国的に厳しい状況の中、総合診療医を含め全力で取り組んでいるが、今後の病院の機能・規模については、現在、検討中であり、必要な医師数も決まっていないことから、現時点では、市民の皆さんにお示しすることはできない状況となっている。

また、診療科目については、プランの中で内科、小児科、外科、整形外科を基本4科として位置づけており、現在、検討・協議している状況である。との答弁がありました。

平成27年2月16日開催の委員会では、理事

者から第3回保健福祉総合施設整備等検討委員会及び第3回市立美唄病院施設整備等検討委員会の開催概要について、それぞれ説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主な内容として、病児保育に関する実態について、また、現在の避難所における福祉避難所としての役割についての現状と考え方について、との質疑に対し、病児保育に関するアンケート調査において、「仕事と子育て両立の大変なこと」との設問に対し、「子供や自分が病気やけがをした時に、代わりに子供をみる人がいない」が13%で、その対処方法としては、「母親が休んだ」が53%、「自分の親や配偶者の親に見てもらった」が33%、「父親が会社を休んだ」が14%となっていることから、保護者のニーズはかなり高いと考えている。

また、福祉避難所については、現在、地区別避難所を福祉避難所として指定はしていないが、今後の福祉避難所の指定に向けて、美唄市社会福祉協議会と協議中である。との答弁がありました。

同日、委員会において、「地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等」については、6回に及ぶ委員会を開催し、それぞれ必要に応じた質疑を行ってきましたが、4月末で議員任期が満了となることから、調査を終了することに決定いたしました。

なお、「地域医療体制の確保と市立美唄病院のあり方等」については、本市にとって重要な案件であり、人口減少、高齢化が進む中で、市立美唄病院は、本市唯一の救急機能を有し、市民の生命を守る上で重要な基幹病院であります。

このことから、これまでの本委員会での経過や市民の意見を十分に踏まえ、今後も、慎重に協議・検討されるよう要望し、本委員会の報告といたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

報告第7号については、別にご発言もないようですので、ただ今の調査報告をもって委員会の調査を終了することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、委員長報告に入ります。

順序1、議案第4号美唄市行政手続条例の一部改正の件ないし順序58、議案第62号平成27年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上58件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第4号ないし議案第7号、議案第9号ないし議案第12号の以上8件について、高田総務・文教委員長。

●総務・文教委員長高田正則議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第4号美唄市行政手続条例の一部改正の件、議案第5号美唄市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件、議案第6号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件、議案第7号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第9号美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件、議案第10号職業訓練法人美唄情報

開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例廃止の件、議案第11号指定管理者の指定の件(アルテピアッツァ美唄)、議案第12号指定管理者の指定の件(美唄市営温水プール)の以上8件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を、一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月10日、委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第9号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

条例改正により、保育料の負担が増える方はいるのか、また、保育料の減免の内容について、との質疑に対し、今回の改正に伴い、現在と同じ金額の方はいるが、それ以外の方については、全て軽減されることとなる。

保育料の減免については、制度の拡大により、就園奨励制度として、これまで減免していた額を当初から減額したうえで、さらに階層区分により、減額を措置することから、就園奨励制度の減免はなくなったという取り扱いとなっている。との答弁。

次に、議案第10号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

コンピュータ・カレッジの奨学金の償還対象者は何名いるのか、また、その償還方法と滞納対策について、との質疑に対し、これまで32名に貸し付けし、うち25名は完済しており、7名が償還対象者となっている。

償還方法は、3年、5年、10年という期間を設定しており、滞納者に対しては、督促状や電話、あるいは自宅への訪問により、本人や保証人である保護者に催促しており、今後とも完済に向けて取り組んでいく。との答弁。

次に、議案第 11 号における質疑・答弁について申し上げます。

アルテピアッツァ美唄を管理する N P O 法人に対して、どのような評価をしているのか、また、アルテピアッツァの美術館化について、どのような段階にあるのか、との質疑に対し、指定管理者からは、毎年事業報告書が提出されており、自主事業では、コンサートの開催や炭鉱遺産の周知など、対外的に美唄の良さを P R している。また、ホームページを活用して、行事や四季折々のアルテの様子などを発信しており、高く評価している。

美術館登録については、一定以上の資料を確保することが必要となっていることから、アルテピアッツァにおいては、総体で 150 点程度の資料が必要と考えている。このため、平成 25 年度には資料の整理を行い、彫刻作品をはじめ、図録や写真パネルなど、120 点の資料確認を行ったが、今後は、資料の追加や学芸員、館長の配置などについても、関係者と詰め、早期の登録ができるよう、準備を進めていくこととしている。との答弁。

次に、議案第 12 号における質疑・答弁について申し上げます。

子どものプールの利用は身体能力の発達のため重要と思うが、近年の利用状況について、また、医療行為としてのプール利用について、との質疑に対し、プールの利用状況については、横ばいから微増という状況で推移しており、子どもたちの利用については、少年団の活動は行われていないが、指定管理者が実施している年齢層や技術度合いに見合った水泳教室に参加している。

医療・リハビリの観点からのプールの利用

については、1つのプールの中での、すみわけができるかどうか、また、専門的な知識や資格を持った職員の配置も必要と考えることから、今後、指定管理者と協議していく。との答弁。

なお、議案第 4 号ないし議案第 7 号の以上 4 件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 4 号ないし議案第 7 号、及び議案第 9 号ないし議案第 12 号の以上 8 件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 13 号ないし議案第 48 号の以上 36 件について、小関産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 13 号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件、議案第 14 号美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件、議案第 15 号美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件、議案第 16 号美唄市介護保険条例の一部改正の件、議案第 17 号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件、議案第 18 号市道路線の認定及び廃止の件、議案第 19 号美唄市医療等拠点施設整備基金条例制定の件、議案第 20 号指定管理者の指定の件（美唄市南美唄地区共同浴場）、議案第 21 号指定管理者の指定の件（美唄市し尿処理場）、議案第 22 号指定管理者の指定の件（美唄斎苑）、議案第 23 号指

定管理者の指定の件（美唄市生ごみ堆肥化施設、美唄市一般廃棄物ストックヤード）、議案第 24 号 指定管理者の指定の件（美唄市峰延福祉会館）、議案第 25 号指定管理者の指定の件（美唄市茶志内福祉会館）、議案第 26 号指定管理者の指定の件（美唄市光珠内福祉会館）、議案第 27 号指定管理者の指定の件（美唄市東福祉会館）、議案第 28 号指定管理者の指定の件（美唄市南福祉会館）、議案第 29 号指定管理者の指定の件（美唄市日東福祉会館）、議案第 30 号指定管理者の指定の件（美唄市西美唄福祉会館）、議案第 31 号指定管理者の指定の件（美唄市中村福祉会館）、議案第 32 号指定管理者の指定の件（美唄市茶志内中央福祉会館）、議案第 33 号指定管理者の指定の件（美唄市東明西福祉会館）、議案第 34 号指定管理者の指定の件（美唄市東 4 条福祉会館）、議案第 35 号指定管理者の指定の件（美唄市北福祉会館）、議案第 36 号指定管理者の指定の件（美唄市開発福祉会館）、議案第 37 号指定管理者の指定の件（美唄市癸巳福祉会館）、議案第 38 号指定管理者の指定の件（美唄市総合福祉センター）、議案第 39 号指定管理者の指定の件（美唄市立茶志内双葉保育園）、議案第 40 号指定管理者の指定の件（美唄市立峰延保育所）、議案第 41 号指定管理者の指定の件（美唄市立進徳保育園）、議案第 42 号指定管理者の指定の件（美唄市東地区生活支援センター）、議案第 43 号指定管理者の指定の件（美唄市米穀乾燥調製処理施設）、議案第 44 号指定管理者の指定の件（美唄市小麦集出荷調製施設）、議案第 45 号指定管理者の指定の件（ピパオイの里プラザ）、議案第 46 号指定管理者の指定の件（美唄市交流拠点施設）、議案第 47 号指

定管理者の指定の件（美唄市まちなか交流広場）及び、議案第 48 号指定管理者の指定の件（和田公園）の以上 36 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 10 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 13 号に対する質疑・答弁について申し上げます。

これまでの所得税課税額による保育料の算定方法が、市町村民税の所得割課税額に変更になるということで、どの程度、保育料が増えると思われているのか、との質疑に対し、保育料の階層区分を所得税の課税額に見合った、市民税の所得割課税額へ移行になったもので、保育料が増えるという想定はしていない。との答弁がありました。

次に、議案第 14 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

地域の実情として、国の基準を上回る特段の事情、地域の特殊性は認められないという判断であるが、特段の事情や、地域の特殊性の具体的な事例とは、どういうものがあるのか、との質疑に対し、美唄市においては、具体的なものを想定することが出来なかったため、国の基準を引き続き採用し、先行して条例を定めている市町村においても、この条例については、内容を変えている事例はない。との答弁がありました。

次に、議案第 16 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

介護保険料については、それぞれ条例で定められているが、管内における美唄市の水準について、との質疑に対し、管内の市、

広域連合の平均が 4,918 円となっており、5,000 円を超えているのは、三笠市が 5,054 円、月形町が 5,041 円、美唄市が一番高い 5,300 円となっている。との答弁がありました。

次に、議案第 17 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、使用料の改定の理由として、消費税の引き上げ、燃料高騰、人件費の引き上げという説明があったが、直近 3 年間の使用料収入、入り込み状況について、との質疑に対し、平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月までの売上高は 1 億 8,138 万 6,000 円、経費については 1 億 7,442 万 3,000 円、収支で 696 万 3,000 円の黒字となり、平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの売上高は 1 億 5,820 万 9,000 円、経費については 1 億 6,997 万 3,000 円、収支で 1,176 万 4,000 円の不足となっている。

総入館者数については、23 年度は 20 万 6,573 名、24 年度は 19 万 4,945 名、25 年度は 18 万 8,276 名となっている。との答弁。

次に、条例は上限設定であり、実際の料金については指定管理者との協議により 650 円とし、6 月 1 日施行を考えているとのことだが、今回の補正予算で間接的な財政的支援を行うことを勘案すると、一定期間は現行料金の中で経過を見る方が、利用者の理解も得やすいと考えるが、施行時期を先延ばしにする考えはないのか。との質疑に対し、平成 26 年 9 月末で、ゆ〜りん館では 1,100 万程度の赤字を生じており、次回の決算も、赤字がさらに大きくなることが見込まれている。

今回の補正予算で支援事業を行うが、国の

交付金が、次年度以降も確約されるという保証がないため、早期に経営基盤を強化することを考えての施行日である。との答弁がありました。

次に、議案第 18 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

この市道認定は、宅地開発、分譲する段階から予定していたのか、それとも、地域住民の強い要望によるものなのか。との質疑に対し、当初の開発行為の段階からの計画ではなく、住宅が増えたことにより、住民から上がってきた要望によるものである。との答弁がありました。

次に、議案第 19 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、美唄市地域医療再構築プランにおいては、地域医療にかかわる構想として、保健センター、地域包括支援センターなどの保健福祉の行政機関を 1 つの施設に集約した上で、市立美唄病院と併設して整備する、と示されているが、このプランが固まっていて、前提としてこの基金をつくるということなのか、との質疑に対し、再構築プランの中の施設整備の部分で、財源づくりの 1 つとして（仮称）「新病院づくり応援基金」を設置し、新病院の建設に向け、ふるさと美唄応援寄付金（ふるさと納税）の受け皿とするなど、幅広い支援がいただけるよう、その機運の醸成に努めます。という事になっており、これに基づいて、条例整備を行った。また、この施設の規模等については、現在、庁内及び病院内において、施設整備検討委員会の中で検討している。との答弁。

次に、ふるさと納税される方が、特に目的

を定めなかった場合、この基金には積み立てられないのか、との質疑に対し、特に使い道の指定のない寄附については、特定の基金に積まずに、まちづくりに使われる流れになっていると認識している。

担当としては、工夫をしながら、この基金が出来たことを広く、市内外含めてPRに務めていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第21号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

し尿処理場の廃止に向けた、残務処理の期間の指定管理ということだが、閉鎖後の施設管理について、安全管理を含め、どう考えているのか、との質疑に対し、今後の予定として、3カ月間で、残ってる残渣等すべて清掃し、人が入れないよう建物は封鎖し、定期的に職員が見ていくことで考えている。

解体については、費用が3億円近いことから、しばらくは封鎖した状態で管理していくことになる。との答弁がありました。

次に、議案第22号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

指定管理者の候補者として決まった、美唄斎苑管理運営共同企業体の詳細について、との質疑に対し、管理運営共同企業体は、三重県のイージス・グループ有限責任事業組合と、美唄に会社を置いている育英管財との共同企業体となっている。との答弁がありました。

次に、議案第23号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

生ごみ堆肥化施設について、4月からの試運転期間の3カ月間については、当然、施行した業者がメンテナンス等を見ていくと思う

が、管理について、どのような考え方を持っているのか、との質疑に対し、4月から6月については、試運転期間ということで、今回の指定管理費とは別に、業務委託という形で人件費を計上している。との答弁がありました。

次に、議案第24号ないし議案第37号の、以上14件についての審査における質疑・答弁は、地域福祉会館の指定管理者の指定の件ですので関連性がありますから、一括してご報告申し上げます。

全ての地域福祉会館が避難所指定を受けていると思うが、緊急時の対応について、管理人と行政の連携や、日常的な福祉会館としての役割、その辺の意識を深める取り組みはどうなっているのか、との質疑に対し、応急対応マニュアルを作成し、各会館の方に設置しているほか、防火組織の組織図や緊急連絡網などを設置するようにしている。また、地域福祉会館等の連絡会議において、災害などの対応について周知を図り、年1回、防災訓練も行っている。との答弁。

最近では燃料費や電気料金も上がり、また、27年度からは水道料も大幅に上がると考えられているが、このような突発的な経済状況の変化を反映した委託料の積算となっているのか、との質疑に対し、指定管理費については、除雪費の一部について指定管理費という事で支払いしている。本年度、除雪費にかかる人件費及び重機使用加算単価等が変更となったことから、全体で約4.6%程度、増額となっている。との答弁がありました。

次に、議案第38号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、現在の施設の状況と、無償譲渡の前後で、考え方や費用負担等で大きく変わった点はあるのか、との質疑に対し、総合福祉センターが指定管理となったことにより変わった点については、大修繕は市が行い、小修繕は指定管理者が行うことで、計画的に修繕が出来るようになった。

年度毎の事業報告により、社協が管理方法の自己評価を行い、同時に市としてもその問題点などを把握できるようになったと考えている。との答弁。

次に、正面玄関前のスロープが、仮設のままとなっているが、設置に関して協議の経過があるのか。また、空調設備、ボイラー、エアコン等も耐用年数をはるかに超えた状況にあると考えるが、大きな設備改修の具体的な考え方について、との質疑に対し、玄関前のスロープについては、社協で設置した仮設の手すりであるが、市としても、恒久的に必要なものを検証し、必要であれば今後検討していきたい。

設備の改修については、現在、年間の整備計画を、平成 30 年まで作って行っている。との答弁がありました。

次に、議案第 39 号ないし議案第 41 号の、以上 3 件についての審査における質疑・答弁は、へき地保育所の指定管理者の指定の件で関連性がありますから、一括してご報告申し上げます。

初めに、へき地保育所の定義と、入所条件について、との質疑に対し、へき地保育所の設置については、昭和 36 年 4 月 3 日、厚生省の発児第 76 号厚生事務次官通知により、山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を

要する児童に対し、必要な保護を行い、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする、となっている。

また、入所条件については、保育に欠ける子どもを保護するということの、一定の条件がある。との答弁。

次に、この 3 つの保育所の定員と入所の現状について。また、今後、市立保育所が統合されるということによる、へき地保育所の今後の見通しについて、との質疑に対し、3 つの保育所の定員数と、3 月 1 日現在の入所人数について、進徳保育園は定員 60 名に対し、入所人数は 47 名、茶志内双葉保育園は定員 45 名に対し、入所人数は 32 名、峰延保育所は定員 60 名に対し、入所人数は 25 名となっている。

これまで閉所になった保育所は、大体 10 人以下の状況になった場合であり、今後、公立保育所が統合されるが、まだまだ保育の需要もあり、へき地保育所は必要であると考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 45 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

設置条例の中で目的を持った施設であるが、指定管理者は、あくまでも、施設管理部分について指定管理業務としているのか。その施設の目的も含めて、指定管理業務としているのか。との質疑に対し、この指定管理については、施設の維持管理等について委託をしている。

市として、農商工連携に掲げる開発の場所として、今後も提供し、それに対し、様々な助成等も含めた支援をしていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第 47 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

現状、年間通して駐車場という状態であるが、市の財政事情含め、有効に活用できる財産は有効に活用すべきであり、人の呼べる商業施設等の誘致も考えられるが、条例により、処分を制限されている。今後の弾力ある広場の扱いについてどのように考えているのか、との質疑に対し、仮に、集客が図れるような商店が、まちなか交流広場に出店したい、そういう意向があった場合、今後も中心市街地、特にすずらん通りの活性化に繋がるということであれば、条例の見直しも含めて、市としても検討していかなければならないと考えている。との答弁がありました。

なお、議案第 15 号、議案第 20 号、議案第 42 号ないし議案第 44 号、議案第 46 号、議案第 48 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 13 号ないし議案第 15 号、議案第 17 号ないし議案第 48 号の以上 35 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 16 号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 49 号について、小関水道事業審査特別委員長。

●水道事業審査特別委員長小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 49 号美唄市給水条例の一部改正について、水道事業審査特別委員会の審査の経過並びに結果

をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 11 日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第 49 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、不良債務が発生した時点で改正議論をすべきであったと思うが、なぜ、この時期に 30%の値上げをすることとしたのか、との質疑に対し、経営健全化計画、法律に基づく不良債務基準の 20%を超えないことをひとつの考えとし、資金剰余金を使いながら経営を進め、不良債務が発生しそうな段階においては、人件費を中心とした経費の削減を図り経営の正常化を図ってきたが、急激な給水人口の減少や、学校施設及び病院施設の撤退などにより、予想より早く不良債務が発生したことから、不良債務解消のため、30%の料金改定率となった。との答弁。

次に、料金改定が決定した後に市民への説明をするとのことだが、引き上げ時期の 10 月までに市民の理解は得られるのか、との質疑に対し、市民への負担を少なくするため、平成 25 年度から発生する不良債務を一般会計から繰り出し、できるだけ早い時期での料金改定が必要と判断したことから、本年 10 月の引き上げとしたが、実施までに、自治組織代表者会議や、まちづくり懇談会で説明するほか、市民説明会を開催し、市民の皆さんに理解してもらえよう、しっかりと説明を行いたい。との答弁。

次に、桂沢水道企業団構成 3 市の水道事業統合について、平成 26 年に統合に関する結論を出すことで理解していたが、結論が延びたのはなぜか、との質疑に対し、新たに浄水場

を更新するため、平成 23 年度に桂沢水道広域化検討委員会を設立し、統合に向けた検討をしてきたが、構成 3 市における資産や料金体系などの課題等があることから、今後、継続して事業統合に向けた協議を進めていく。との答弁。

次に、新たな浄水場の更新により、美唄市の負担金も発生すると聞いているが、その負担金額も 30% の料金改定に含まれているのか、との質疑に対し、新しい浄水場の建設にあたり、美唄市が負担する金額は料金算定期間の 5 年間の金利分として、約 300 万円になると想定していることから、この負担金を含め算定した結果、30% の改定率となった。との答弁がありました。

その後、討論を経て、採決に入りましたが、ご異議がありましたので、起立採決を行い、結果といたしまして、議案第 49 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第 50 号ないし議案第 62 号の以上 13 件について、土井予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長土井敏興議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第 50 号平成 26 年度美唄市一般会計補正予算（第 11 号）、議案第 51 号平成 26 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 52 号平成 26 年度美唄市水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 53 号平成 27 年度美唄市一般会計予算、議案第 54 号平成 27 年度美唄市民バス会計予算、議案第 55 号平成 27 年度美唄市国民健康

保険会計予算、議案第 56 号平成 27 年度美唄市下水道会計予算、議案第 57 号平成 27 年度美唄市介護保険会計予算、議案第 58 号平成 27 年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第 59 号平成 27 年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第 60 号平成 27 年度市立美唄病院事業会計予算、議案第 61 号平成 27 年度美唄市水道事業会計予算及び議案第 62 号平成 27 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 13 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3 月 12 日及び 13 日、3 月 16 日ないし 18 日の 5 日間、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第 50 号平成 26 年度 美唄市一般会計補正予算（第 11 号）に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、「地方人口ビジョン等策定事業」について、コンサルに業務委託をすることになれば、画一的な報告になり、地域の特色を生かしたものができないのではないかと、この質疑に対し、各自治体においては、人口動態や人口構成も異なることから、地域の実情に即した施策を作るべきと考えており、今後、庁内の検討委員会や未来会議、あるいはアンケート調査等のプロセスを踏まえ、人口ビジョンをできる限り早く策定した上で、総合計画並びに地方総合戦略計画の方に反映していきたいと考えている。との答弁。

次に、「保育施設整備事業」について、保育備品や屋外遊具等を購入する発注先は、地元の業者を対象として考えているのか、この質疑に対し、保育備品等については、地元業者への発注を考えているが、厨房備品及び屋外

遊具等は専門業者になるため、市外業者に発注する可能性もあるが、市内で調達可能なものについては、できるだけ市内業者を対象に考えたい。との答弁。

次に、「経営所得安定対策事業」について、青年就農給付金は2年ぐらい前から実施しているが、現在でも申し込みはできるのか。また、問い合わせはあるのか、との質疑に対し、

この制度は、平成24年度から実施しており、今回の補正については、27年の引き継ぎ対象となる方の前倒しの給付となっている。

また、現在も、相談を受けているものがあるが、27年度からは、農地の所有権や所得などの要件が緩和されており、これらの要件を満たせば対象になると考えている。との答弁。

次に、「市内消費拡大促進事業」について、プレミアム商品券の販売場所はどこになるのか、また、プレミアム商品券を多くの市民の方に使ってもらうためには、市内の各郵便局でも販売してはどうか、との質疑に対し、これまで、プレミアム商品券の販売は商工会議所のみとなっていたが、今回の販売については、多くの市民の方に買っていただくため、幅広い地域で販売するよう検討していきたい。

また、郵便局での販売については、人員体制等の問題もあることから、びばい商品券運営協議会等と協議していきたいと考えている。との答弁。

次に、「地域人材育成事業」について、技能講習等へ参加した場合の助成とあるが、講習内容はどのようなものになるのか、との質疑に対し、主に美唄地域人材開発センターによる講習となるが、講座内容は、ホームヘルパーの養成や、小型車両系特別教育、フォーク

リフト運転技能講習などで、受講した方の属する中小企業等に対して一定の条件のもと助成をすることで、中小企業労働者の資格取得を促進し、安心・安全な雇用条件を確保するとともに、人材育成の拡充を図っていきたい。との答弁。

次に、「中心市街地元気創出事業」について、ふれあいサロン運営協議会の構成と事業内容について、また、買物支援バスの利用状況とエリア、利用者の声について、との質疑に対し、ふれあいサロン運営協議会の構成については、美唄商工会議所、コアびばい、3師会、商店街の組合、美唄消費者協会などとなっており、事業内容は、貯筋体操、ミニ講座、収穫祭、消費生活展、ミニコンサートなどで、イベントを行いながら集客に努めている。また、買物支援バスについては、延べ2,810名が利用し、エリアは、いなほ方面と進徳方面において、8の字に市内を回る経路となっている。

利用者については、アンケート調査の結果、全員の方が今後も乗車したいと回答しており、買物支援バスは有効に利用されていると考えている。との答弁。

次に、「海外向けWDCプロモーション事業」について、ホワイトデータセンター構想の実現に向けた取り組みとなっているが、他の自治体の取り組みについて。また、本市への問い合わせ状況と誘致した場合の雇用人数・経済効果について、との質疑に対し、苫小牧市や旭川市では、熱心に誘致活動を行っているが、雪を活用したデータセンターの誘致は本市だけである。

問い合わせについては、現在、NEDOの

実験施設と一緒に研究をしているデータセンター事業者2社と一昨年9月に連携協定を結んでおり、この2社が立地に向けて検討をしている。また、そのほかにも1社から打診があり、このWDCプロモーション事業をとおして、さらに多くの問い合わせが来るように努力していく。

なお、雇用と経済効果については、どういった事業者がどれぐらいの規模となるかわからないため、現時点では把握できないが、石狩市では10人程度の方が雇用されていると聞いている。との答弁。

次に、「国内外観光客誘致対策事業」について、スマートフォンは便利なものではあるが、このARや、バーチャルリアリティが、美唄の観光誘致につながるのか。また、観光施設に無線LANを設置するとあるが、設置後の使用料等の経費はかかるのか、との質疑に対し、ARについては、美唄に来られた方に、動画などで施設の歴史等を、そして、美唄を理解していただくために、また、バーチャルリアリティについては、首都圏のイベント等において、観光施設などを実体験してもらい、美唄を知っていただくためのものであり、いずれも、誘客につなげるための取り組みである。

なお、無線LANについては、設置後のランニング等の経費は必要となる。との答弁。

次に、「観光施設を活用した消費促進事業」について、初めに、ゆ〜りん館とゴルフ場を対象としているが、低所得者が利用できる施設を対象にできなかったのか。また、パークゴルフ場も対象にできなかったのか、との質疑に対し、今回の事業は、消費喚起というこ

ことで、市民の皆さんに消費していただき、地域の活性化につなげていくというもので、低所得者の方を対象にしたものではない。

また、パークゴルフ場については、ゆ〜りん館と協議をしたが、入浴と食事の付いたセットがあることから、プレミアム等の必要はないとの回答を得ている。との答弁。

次に、美唄の2カ所あるゴルフ場の昨年の入り客数について、また、ゴルフ場の利用者に対して配付される、2,000円の割引券の具体的な取り扱いについて、との質疑に対し、昨年のゴルフ場の入り込み述べ人数については、アルペンが19,561名、リンクスは12,531名になっている。また、割引券については、ビジターの方に限り、次回使える割引券を発行するが、これについては、何回までという規定はしていない。との答弁がありました。

次に、議案第51号平成26年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、今回の一般会計からの追加繰入について、2億円というと、相当な事業ができる金額であるが、一般会計におけるこの2億円についての考え方と、病院会計に対する繰り出しの考え方について、との質疑に対し、行財政改革と病院の経営健全化・不良債務解消を目的として、財政健全化計画を策定し、病院の不良債務23億5,000万円のうち、一般会計から21億円を繰り出し、病院が2億5,000万円を自主解消することで健全化を推進してきた。しかし、26年度の病院の決算見込みの中で、自主解消分を含めた計画の達成が難しく、また、27年度末までに、2億5,000万円を自主解消することも難しい状況にある

ことから、病院事業会計の資金不足の計画達成と、計画最終年度における不良債務解消のために、一般会計から2億円を追加支援することとした。との答弁。

次に、ドクターの確保や看護師の充足といった課題がある中、病院の経営健全化を進めなければならないが、病院経営に対する考え方について、との質疑に対し、市立病院の経営については、ほかの自治体病院と同様に、救急など、不採算部門を有していることから、非常に厳しい状況ではあるが、黒字の実現に向けて様々な努力をしてきており、今後も、市民の皆様方の安心・安全を守るために、しっかりとした計画を立てた中で、医師の確保や、看護師の充実、さらには、来院される患者さんに対しての適切な対応、サービスを向上させながら、病院の健全な経営に努めていかなければならないと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第53号平成27年度美唄市一般会計予算に対する質疑・答弁について、初めに、第1款議会費、第2款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「人事評価制度構築・運用事業」について、目標管理という説明があったが、具体的に何を持って目標とするのか、との質疑に対し、

目標については、職種や各職場、また、主事や主任、主査の職務等により違いがでてくることから、制度の構築をしていく中で、どのような形がいいのか検討していきたいと考えている。との答弁。

次に、「東京オリンピック・パラリンピック合同誘致調査事業」について、こういった施設がこの合宿誘致の対象となるのか。また、誘致はいつごろ決定され、それまで誘致活動が続けるのか、との質疑に対し、合宿の練習施設については、各競技の国際競技連盟の技術要件を満たすことが必要であること、また、国内の競技連盟の技術要件を満たす適合確認は、国内による競技連盟が行うこととなっており、自治体が応募要項に基づく基準を確認し、基準を満たすと判断した場合は、技術要件の確認書を国内の競技連盟に提出し、現地視察並びに書面審査による確認を受ける必要があることとされている。また、宿泊施設については、旅館業法における許可施設であること、練習会場から30分以内に立地されていること、選手団全員が漏れなく収容できること、言語対応ができることが要件として示されている。

なお、合宿地の決定については、通常は1年から3年前が多いと伺っており、決定されるまでの間は合宿誘致を続けていきたいと考えている。との答弁。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「地域包括支援センターの管理運営に要する経費」について、地域包括支援センターは、要支援1、2の方が対象であると認識しているが、市内における人数とその推移について、また、地域包括センターの業務内容と職員数について、との質疑に対し、要支援1、2の方は、平成22年度末、497人。平成23年度末、529人。平成24年末、578人。

平成 25 年末、624 人。平成 26 年 9 月現在、592 人となっており、人数は年々増えている。

包括支援センターの業務内容については、包括的支援事業として、総合相談や権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント業務などで、市内の居宅介護支援事業所への支援や、ケアマネ介護従事者の研修、管内病院などとの退院等の連携、介護予防マネジメントとなっている。また、指定介護予防支援事業として、予防給付に対するケアマネジメントや、地域包括ケアの関連として、ケア会議の開催や、他の団体の会議等への参加となっている。

なお、職員数については、管理者を含めて 16 名であり、そのうち、職員が 9 名、そのほかは臨時または嘱託となっている。との答弁。

次に、「生活困窮者自立支援事業」について、自立支援プランを作成し、生活困窮者の自立支援につなげるとのことだが、プランの作成にあたり、市の役割と関係諸団体との連携について、との質疑に対し、この事業については、必須 2 事業を事業委託で実施していくが、プラン作成にあたっては、障がい福祉、生活保護、高齢者など各部門の関係者とともに、職員や、保健所職員、ハローワークなどと協議していく。また、プラン作成後も、行政と事業者が連携を図りながら、支援を行っていききたい。との答弁。

次に、「定期予防接種事業」について、子宮頸がんワクチンの副作用による医療費助成の 1 月・2 月の申請状況と国に対する要望活動について、との質疑に対し、医療費助成については、1 月分が、4 万 5,648 円、2 月分が、4 万 1,615 円となっている。また、国に対する要望については、今後とも引き続き働きか

けをしていきたい。との答弁。

次に、「墓地管理運営事業」について、核家族や人口減少、少子化により、家庭では、お墓の問題が課題となっているが、各自治体の合葬墓の設置状況と今後の取り組みについて、との質疑に対し、合葬墓の設置状況について、道内 35 市にアンケート調査した結果、札幌市、小樽市など 4 市が既に設置しており、帯広市、千歳市など 8 市が、今後設置することとなっている。また、民間運営の合葬墓があるのは、石狩市、旭川市、三笠市となっている。今後は、社会福祉協議会等の各種団体へ、アンケート調査を実施するなど、市民ニーズを把握しながら、検討していきたい。との答弁がありました。

次に、第 5 款労働費、第 6 款農林費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「地域人材開発センター運営事業」及び「情報処理訓練校支援事業」について、北海道中央コンピュータ・カレッジの閉校後のスケジュールと、美唄市地域人材開発センターに引き継がれる事業について、との質疑に対し、北海道中央コンピュータ・カレッジの閉校後、本年 5 月に、美唄情報開発学園の通常総会で解散決議を行い、その後、清算法人に移行し、事務整理の上、9 月の市議会定例会に、3 セク債起債申請議案、債権放棄議案などの関連議案を提出する予定となっている。また、コンピュータ・カレッジにおいて、防衛省から受託していた、全道の自衛隊退官予定者の再就職に向けたパソコンの取得講座については、美唄地域人材開発センターで事業継承することとなった。との答弁。

次に、「畑作生産振興事業」について、初めに、美唄産の小麦として、低農薬など、生産過程における小麦の安全・安心を強調できるような特色ある小麦として、流通が見込めるのか、との質疑に対し、現在、江別製粉という会社が、小ロットで製粉できる施設を整備したことから、少ない量でも製粉できるようになり、美唄産という小麦で活用できている。また、流通については、「北のクリーン農産物」で小麦に取り組んでいる事例もあることから、今後、農協や生産組合と協議をしながら今後の可能性について考えていきたい。との答弁。

次に、美唄産大豆の売り込みに関して、各地では様々な取り組みを行っているが、美唄産の大豆を特産品として売り込む考えはないのか、との質疑に対し、美唄産大豆の生産量は、平成24年度で3,490トン、平成25年度で2,800トンとなっており、全道で5番目の生産量となっているが、そのほとんどが、納豆などの加工用の原料となっている。近年、大豆は栄養面などで注目されていることから、市としても、地元の方の取り組みを支援しながら、大豆の可能性について考えていきたい。との答弁。

次に、「排水機場管理運営事業」について、排水機場に対する地元要望と今年度の対応について、また、集水路の整備に対する国への要望について、との質疑に対し、排水機場については、地域の方や運転員の方々と課題等について協議をしており、本年度は、茶志内ほか3カ所の排水機場の自家発電機用の電池交換と、上美唄排水機場除塵機の上屋根の修繕を予定しているが、排水路のしゅんせつ等の要望については、今後、計画的に整備をし

ていきたい。

また、集水路等の整備については、現在、国の広域基盤整備計画の調査対象区域になっており、今後、整備計画が策定されることから、地域要望が盛り込まれるよう国に働きかけていきたい。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「企業立地活動事業」について、美唄ハイテクセンター内で、本年4月1日より、コールセンターが開設されるが、今後のコールセンターの拡充について、との質疑に対し、コールセンターは5名という席数で、日本最小であるが、日本コンセントリクスからは、少しずつでも拡大していきたいとの話もあることから、庁内や美唄ハイテクセンターとも連携をしながら、若者の雇用の場となるよう努めていきたい。との答弁。

次に、「特産品情報発信促進事業」について、インターネット以外でのふるさと納税の申込み方法について、との質疑に対し、パンフレット等でPRする際に、紙の申請書も一緒に配付するとともに、電話等で問い合わせがあった場合には、関係書類を送付し、紙ベースでの郵送の取り扱いも行っていきたい。との答弁。

次に、「街路灯補助事業」について、この事業は、町内会等に通知されているLED化の補助と思うが、現在の状況について、また、新たな設置要望があると思われるが、今後の対応について、との質疑に対し、昨年12月から、全町内会を対象にLED灯設置にかかるアンケート調査を行っており、回答の中で、

要望のあったものは、27 年度が 856 灯、28 年度が 367 灯、29 年度が 215 灯、30 年度が 135 灯、31 年度が 98 灯の合計 1,671 灯となっている。この事業は、年間 600 灯の補助を 5 年間行う計画となっており、予算が議決された後、各町内会へ平成 27 年度の補助灯数を通知するとともに、平成 28 年度の要望についても 9 月頃に改めて調査を行う。

また、設置した町内会の維持管理費の縮減効果などの資料も作成して、LED 化の促進に取り組んでいきたい。との答弁がありました。

次に、第 9 款消防費、第 10 款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「火災予防推進事業」について、救急、火災等における世帯状況の把握という点から、高齢者世帯の把握について、防火査察や民生委員等との連携など、どのような取り組みがあるか、との質疑に対し、春と秋の火災予防運動期間中、及び、2 月、3 月に一般住宅の立入検査を行い、その中で、単身の高齢者について把握している。また、単身以外の高齢者の把握や、民生委員等との連携での取り組みは行っていない。との答弁。

次に、「学校保健管理事業」について、学校施設における AED について、どのように管理されているのか、また、休日等でグラウンドのみを使用している場合の取り決めなど、対応について、との質疑に対し、市内小中学校には、すべて AED が設置されており、定期的にメンテナンスをかけ、電池等の交換を行うなど、適正な管理をしている。

また、土曜日や日曜日については、学校に

管理職がいるため、何かあった場合についての対応もできるものと考えている。との答弁。

次に、図書館費の「図書整備と資料奉仕活動事業」について、初めに、一般図書、及び、児童図書の購入予算について、26 年度と 27 年度では違いはあるのか、また、図書費における道内での位置付けについて、との質疑に対し、平成 27 年度の一般図書の購入予算額は、平成 26 年度と同額の 167 万 7,000 円を計上、児童図書費についても平成 26 年度と同額の 75 万 2,000 円を計上している。

また、平成 26 年度の道内における位置付けについては、北海道の図書館統計によると、図書費、雑誌、新聞などを含めた資料費予算額で、夕張市を除く 32 市中 32 番目、一人あたりでは 114 円で、34 市中 30 番目となっている。との答弁。

次に、道内で 32 市中 32 番目に低いということだが、市民の文化の醸成という面からも、それなりの予算化の考えは。また、図書館の図書の配置が非常に窮屈に感じるが、蔵書管理はどのような状態になっているのか、との質疑に対し、図書館は、市民の学習の場及び研究の場として、非常に大切な施設と認識をしており、限られた予算の中で図書の整備に努めているが、今後においても、市民が必要とする図書の予算確保に努めていきたい。

また、蔵書の管理については、数年間、読まれていない本や、古くなった本については廃棄、また市民へ提供するなど整理して、利用しやすい図書館づくりに取り組んでいく。との答弁がありました。

次に、第 13 款職員費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

平成 27 年度をもって、7 年間の財政健全化計画は終了するが、計画のほとんどが職員給与の独自削減によるものであることに対し、給与支払者として、どのように考えているのか、との質疑に対し、市立病院の不良債務解消のため、7 年間にわたり、財政健全化計画に取り組み、この間、市民の皆さんや職員に負担をお願いしてきたが、独自削減については、計画の最終年度である平成 27 年度に最終的な判断をしたい。との答弁がありました。

なお、第 11 款災害復旧費、第 12 款公債費、第 14 款諸支出金及び第 15 款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入全般から一時借入金に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「寄附金」について、ふるさと納税の返礼品に関する取り組みと、税収への影響に対する考え方について、との質疑に対し、ふるさと納税の返礼品については、本市でも平成 27 年度から取り組むこととしているが、寄付者の意向を強制できないことから、今後、市民の皆さんに、ふるさと美唄を応援してもらえよう工夫を考えていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第 54 号平成 27 年度美唄市民バス会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

現在保有している市民バスの台数と今後の更新計画、また、車検管理について、との質疑に対し、現在 6 台の市民バスを保有しているが、古くなったバスは費用もかかり、また、乗車人口の減少や高齢者に対応するため、小

型のバスやステップ付きのバスに、徐々に更新をしなければならないと考えている。

車検の管理については、以前から法定点検を実施していることから、車検切れの問題は無いと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 55 号平成 27 年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

乳幼児医療の医療費助成など、市単独事業に対して国庫補助金のペナルティーが課せられるが、収納率に対してペナルティーはないのか、との質疑に対し、現在、北海道において、広域化等支援方針という計画を作成しており、この計画を作成することによって、収納率に対するペナルティーは課せられなくなる。との答弁がありました。

次に、議案第 56 号平成 27 年度美唄市下水道会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

旭通りにおける雨水整備が予定されているが、整備の内容と今後の予定について、との質疑に対し、旭通りの雨水整備事業については、北海道札幌開発建設部岩見沢出張所が行う街路事業に合わせて、旭通りに雨水管を設置し、道路表面水と住宅からの雨水を、美唄川に排水させるための整備で、27 年度と 28 年度の 2 カ年を予定している。との答弁がありました。

次に、議案第 57 号平成 27 年度美唄市介護保険会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

やすらぎカフェの開設とあるが、どのような事業なのか、との質疑に対し、厚生労働省の施策の一つで、認知症の人と家族、地域住

民、専門職等だれもが参加でき、定期的に、認知症についての啓蒙や、情報提供、認知症の相談、あるいは、家族同士で交流ができるような場所ということで計画している。開設場所については、民間のテナント、民家、市の施設等から探しているところである。との答弁。

次に、議案第 58 号平成 27 年度美唄市介護サービス事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

恵祥園における介護職の賃金の改定を予定しているとのことだが、介護職という業務からすれば、恵風園の介護職の見直しも必要ではないか、との質疑に対し、恵祥園については、介護職員の経験年数等に応じて、4 月から、給与の改定を予定しているが、恵風園については、一般会計における人件費でもあり、今後とも検討していきたい。との答弁がありました。

次に、議案第 59 号平成 27 年度美唄市後期高齢者医療会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

後期高齢者の健康診査について、受診割合が低いとのことだが、美唄市の受診率と健診の内容について、との質疑に対し、平成 25 年度決算の受診率は 4.9%となっているが、後期高齢者の方は、病院にかかる率が高いことから、健診を受けられる方が少ないものと考えている。また、健診の内容は、保健センターで行う集団健診で、国民健康保険の方が受診しているような、個別健診として選べるメニューは用意していない。との答弁がありました。

次に、議案第 60 号平成 27 年度市立美唄病

院事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

市立美唄病院の経営健全化、そして市民が安心して医療を受けることができる病院づくりのために、医師確保と市立美唄病院の充実が大きな課題であると考えているが、今後の取り組みについて、との質疑に対し、様々な関係機関との人脈づくりの中から、今以上に信頼関係を構築しながら、医師並びに関係者が、地域で働きやすい環境づくりに努めていくことが、大変重要なことと認識しており、医師確保に向けて、行政として一致団結して取り組み、情報を収集しながら、実現に向けて最大限努力をしていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 61 号平成 27 年度美唄市水道事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

10 月から水道料金の値上げを予定しているが、当初予算において、給水収益が昨年より減額となっているが、その理由について、との質疑に対し、今回の料金改定については、3 月に条例改正案を提案し、議決前であることから、改定分を見込まない当初予算としており、改定分については、議決後に、時期を見ながら、補正をしていくことで考えている。との答弁がありました。

なお、議案第 62 号平成 27 年度美唄市工業用水道事業会計予算についての質疑及び総括質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 54 号及び議案第 56 号、議案第 58 号ないし議案第 62 号の以上 7 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 53 号、議案第 55 号、及び議案第 57 号の以上 3 件については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま
すようお願い申し上げまして、報告を終わ
ります。

●議長内馬場克康君 これより議案第 4 号
ないし議案第 7 号、議案第 9 号ないし議
案第 12 号の以上 8 件について一括質疑
を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 4 号美唄市行政手続条例の
一部改正の件、ないし議案第 7 号美唄市
給与条例の一部改正の件、議案第 9 号
美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正
の件、ないし議案第 12 号指定管理者
の指定の件の以上 8 件**は、委員長報告
のとおり**決定**されました。

これより議案第 13 号ないし議案第 15
号の以上 3 件について一括質疑を行いま
す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 13 号美唄市へき地保育所
条例の一部改正の件、ないし議案第 15
号美唄市指定介護予防支援等の事業の
人員及び運営並びに指定介護予防等
に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準を定める条例制定
の件の以上 3 件**は委員長報告のとおり
決定されました。

これより議案第 16 号について質疑を行
います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

2 番、長谷川吉春議員。

●2 番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議
題となりました議案第 16 号美唄市介護
保険条例一部改正の件につきまして、
討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は
原案に反対であります。以下、その理由
と若干の意見を申し述べます。

今回の保険料の値上げは保険料の区分を
これまでの 6 段階から 9 段階に広げるの
とあわせ、保険料の額を第 5 段階では、
年額にして 5 万 5,200 円から 6 万 3,600
円、月額にすれば、4,600 円から 5,300
円に引き上げるというものです。介護保
険料の全国平均は第 1 期 2000 年度から
2002 年度の月額 2,911 円から今回の第
6 期の 5,550 円と、2 倍近く跳ね上が
っています。今多くの市民は、消費税の増
額、年金の切り下げ、諸物価の値上がり
など、

生活苦に喘いでおり、さらに保険料の値上げは、生活苦に拍車をかけるものとなります。

第1号被保険者の大半は、保険料が年金から差し引かれますが、それ以外の人の中には、保険料を払いたくても払えない人が298人にもなります。空知管内の自治体の中には、高い保険料の住民負担を軽減するために一般会計から繰り出しています。本市においても一般会計の繰り出しなどで市民負担を軽減することが必要だと思います。保険料への一般会計からの繰り出しは、国も認めているところでもあります。

市長は国に対し、市民が安心して介護を受けられるよう働きかけることを期待し、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第16号美唄市介護保険条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第17号ないし議案第48号の以上32件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第17号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件、ないし議案第48号指定管理者の指定の件の以上32件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第49号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました議案第49号美唄市給水条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

今回の条例改正は、昭和57年以来引き上げをしないで来た現行の水道料金を、本年10月から30%一律に引き上げるという内容です。昨今の社会情勢により、人口は激減しているのに加えて、美唄市においては、大規模事業者である学校や病院が撤退・統合し、水道事業が逼迫し、平成25年において、不良債務が発生したことは承知しているところです。

しかしながら、今回の引き上げに関しては、30%料金引き上げという市民負担の重さについては、容認しがたいものがあります。消費

税の引き上げ、円安による物価上昇、年金の切り下げ、アベノミクス効果による賃金引き上げも所詮、大都市周辺に限られている中、あまりにも大きな負担であるといえます。10月から実施という点も市民理解が得られるような説明責任を果たせるのか、甚だ疑問です。

加えて、生活弱者に対する支援策が乏しい点を指摘せざるを得ません。本市においては、少量使用者に優しい最低使用基準を設けており、その点は評価できますが、他市においては、生活弱者に対する減免制度を設けているのに比較して、本市には、そういった減免制度がありません。

必ず制度として実現させていただくことを期待し、反対討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 49 号美唄市給水条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 50 号、ないし議案第 52 号の以上 3 件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 50 号平成 26 年度美唄市一般会計補正予算(第 11 号)、ないし議案第 52 号平成 26 年度美唄市水道事業会計補正予算(第 1 号)の以上 3 件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 53 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました議案第 53 号平成 27 年度美唄市一般会計予算について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

2015 年度、国の基本的な予算規模を示す一般会計の総額は、2014 年度当初比 0.5%増の 96 兆 3,420 億円と過去最高になりました。社会保障に切り込む一方、軍事費は過去最高に膨張しています。

歳入には、国民の負担で大企業を優遇する安倍内閣の暴走姿勢が露骨に表れました。税収は 4 兆 5,240 億円の増加を見込みます。最大の要因は、消費税収が 2014 年度比 1 兆 7,730 億円増の 17 兆 1,120 億円に達すること

です。その一方で、黒字の大企業に約 1 兆 6,000 億円もの減税をばらまきます。

歳出では、手当たり次第に社会保障を切り下げます。公的介護を担う事業者への介護報酬は 2.27%削減、生活保護も家賃に当たる住宅扶助費と防寒費に充てられる冬季加算を削ります。協会健保への国庫補助も削減します。これだけで自然増分を 1,700 億円削ります。加えて生活保護の日常生活費である生活扶助費も 2013 年度から 2 年連続の減額をします。年金額については、物価・賃金の上昇に応じた増率を 2.4%と見込みながら、1%に抑制して実質的に大幅削減します。8 月以降、介護保険の利用者を所得に応じて 1 割から 2 割にアップします。70 歳から 74 歳の患者負担は新たに 70 歳になる人から順次 2 倍に倍増します。貧困と格差を激しく拡大するものです。

それと反対に、アメリカ軍とともに海外で戦争する国づくりに邁進する姿勢も鮮明です。軍事費は連続で増加、史上最大の 4 兆 9,801 億円に膨らみました。

そういった国の予算編成の中での美唄市の予算編成でしたが、業務に当たられた職員の皆さんに敬意を表します。平成 27 年度美唄市一般会計予算は、165 億 1,578 万 2,000 円で、対前年度比 4 億 8,330 万 3,000 円の減となっています。景気の低迷による市税の減額、地方交付税の減額の中、市民生活擁護のために予算執行にあたられるように期待するところです。

この予算のもと、さまざまな施策の展開が図られておりますが、それらが結果として先ほど述べました安倍政権の予算執行のもと展

開される予算であり、国民生活不在の安倍政権の予算執行に基づくものにほかなりません。予算に対して反対しているものですが、決して職員の皆さんの御苦勞を否定するものではありません。今日自治体職員に対する市民の目線は、大変厳しいものがあります。自治体職員の皆さんの働くフィールドは、実に幅広く奥が深いです。職場の仕事だけではなく、国や他の自治体、民間企業と一緒にする仕事もたくさんあります。好奇心が守備範囲を広げ、視野が広がると楽しみは倍増します。仕事に行き詰ったとき、広がったネットワークに救われることもあります。だから、出る杭は多いほどいいわけです。この杭は仕事に限られません。地域活動でも趣味でもなんでも構いません。もちろん動けば失敗することもあるでしょう。しかし、出ない杭は腐ります。黙って何もしないで失敗を待つより打たれても出てみましょう。でなければ見えないことがあります。打たれて初めて気づくことがあります。打たれて曲がって新しい道が開けることもあります。今求められているのは、出る杭をたくさん持つ元気な職員です。ぜひ職員の皆さんにはこういった気概で仕事に臨んでいただきたいと思います。

そして、高橋市長には、市民生活の防波堤となり、国の悪政から市民生活を守ることを強く要望いたします。好むと好まざるとにかかわらず、現在の政治情勢では、国の意向が色濃く反映される地方政治です。国に対して、何も言わなければそれは自ずと国の政治を認めることにつながります。国内においては、国の悪政から住民を守るために、さまざまな施策を展開する自治体が存在しています。首

長の姿勢1つで、地方自治体の方向性は大きく変えられます。住民一人一人の生活に目を向け、気を配り、住民みんなが住んでよかったと実感できる美唄市を目指して、努力されるよう強く要望し、反対討論を終わります。

●議長内馬場克康君 3番、谷村知重議員。

●3番谷村知重不議員（登壇） ただいま議題となりました議案第53号平成27年度美唄市一般会計予算につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は原案に賛成であります。以下、若干の理由について申し上げます。

平成27年度一般会計予算は、国の経済対策や市民生活に密着した一般廃棄物対策などに配慮しながら、美唄市財政健全化計画の着実な推進と、美唄未来交響プラン第6期美唄市総合計画の都市像に掲げる「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄」の実現を目指し、地域経済の活性化、自然・生活環境の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点施策として、過疎対策事業債などの有利な財源を活用しながら、限られた財源の中で、事業の選択と集中を図り、計画に掲げた事業を最大限計上するなど、努力・工夫されたものと評価するものであります。

結果として、一般会計予算総額165億1,578万2,000円が確保されましたが、対前年度比では、1.6%の減となっております。

直面している諸課題に対しては、農業振興の分野では、農地を中心経営体に集積、団地化を進めるために道営土地改良実施地区に対し、事業費の一部を負担する中心経営体、農地集積促進事業を、観光・交流を含む商業振興分野では、ふるさと納税をされた方に対し

て、特産品を贈呈する特産品情報発信促進事業や国内外の観光ニーズを踏まえた観光地づくりを進めるため、地域おこし協力隊を活用して事業を実施する地域資源を活用した観光地づくり推進事業を、また、2020年平成32年に開催決定した東京オリンピック・パラリンピックの合宿候補地として準備を進める東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致調査事業に、循環型社会のまちづくりに向けては、ごみ・広域処理焼却施設管理運営事業、生ごみ堆肥化施設管理運営事業やし尿共同処理施設管理運営事業を、安全安心のまちづくりについては、利用者の安全確保と施設の老朽化による被害防止を目的に、幹線道路、橋梁を点検する道路ストップ総点検事業や居住区内の街路灯のLEDの設置費を、5年間に限り7割補助とする街路灯補助事業の拡充を、まちづくりを担う人づくりについては、美唄サテライト・キャンパス事業の実施など、課題解決に向けた取り組みや地域活性化に向けたさまざまな取り組みが展開されることとなっております。

さらに平成27年度は、最重要課題である美唄市財政健全化計画及び市立美唄病院経営健全化計画の最終年度であり、経営健全化に向けて、議案第50号平成26年度美唄市一般会計補正予算において、市立美唄病院事業会計に対し2億円の追加支援を行うほか、平成25年度決算において発生した不良債務を解消するために、水道事業会計に1億円を繰り出すなど、これらの計画を達成させるという強い意思を感じたところです。

私は、今後の地方財政制度の行方は極めて厳しい状況にあるがゆえ、今後においても気

を緩めることなく、より一層の努力を求めるものであります。また、国の施策として地方創生という新たな取り組みが加えられ、美唄市民が持つ知恵と個性の人間力、団結と調和の地域力を最大限に生かしながら、進めていかなければならないものと思っておりますが、市長の力強いリーダーシップのもと、新しい発想と機敏な行動力により、積極的に取り組んでいくことを期待するものであります。

なにとぞ議員の皆様におかれましては、議案第 53 号平成 27 年度美唄市一般会計予算にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

●議長内馬場克康君 6 番、森川明議員。

●6 番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 53 号平成 27 年度美唄市一般会計予算に対し討論に参加します。

最初に結論を申し上げますと、私の立場は反対であります。以下その理由と意見を申し上げます。

理由は民生費、保育所フッ化物洗口推進事業、教育費、幼少フッ化物洗口事業の実施です。私は、この事業そのものに危険があると反対し、中止を訴えてきました。美唄市教育委員会の答弁は、北海道及び北海道教育委員会は、平成 21 年の道議会において、北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例に基づき推進しており、本市も引き続きフッ化物洗口事業として取り組んでいくとの答弁に終始をしております。この件について取り上げた前旭川市議村岡篤子さんを旭川歯科医師会が名誉毀損で訴えた裁判があります。結果は旭川地裁は原告の訴えは棄却され、その後、旭川歯科医師会は控訴せず断念し、村岡篤子

さんの完全勝利となった裁判がありました。そもそもフッ素とはどんな化学的物質なのかという点です。フッ素は反応性の高さから単体では存在せず、さまざまな物質と結びついて、フッ素化合物（フッ化物）として存在をしています。それが多量であれば、人体にとって非常に毒性の強い化学物質であり、恐ろしい歴史として、文献ではフッ素を人類史上初めて水道水に導入したのは、あのナチスでした。このフッ素、安全とされる適量を投与しただけで、神経細胞から他の神経毒が引き起こすような多動性障害、記憶障害、知能障害などが現れ、世界では数々実態が報告をされております。またフッ素は、殺鼠剤としての原料としても用いられているのです。フッ化物洗口は実施後に吐き気から体調不良となる例が数多くありました。その原因がわかりづらく、集団で行うことのリスクが伴うものであることも立証されております。さらに虫歯予防のためにフッ素を水道水に添加する運動が推進され、現在、世界で約 60 カ国 5 億 5,000 万の人々がこのフッ素を添加した水道水を常飲しているのです。これを許さないということで、現在、団体や歯科医師、科学者と世界にいる多くの方々が反対運動を展開しています。フッ素は安全なものという答弁に対し、真実が未だに隠蔽されていると思われましますし、フッ素を体の中に何よりも入れないということです。日本における幼少保育所、小学校での集団フッ化物洗口は、薬品レベル高濃度のフッ素液が使用され、危険性がますます大きくなっているのです。このことで、日本消費者連盟や日本弁護士連合会などの団体が即時中止をするように政府にも働きかけ

ております。集団で行うフッ化物洗口は今まで述べてきました安全性、予防効果や有効性、また、管理面、環境汚染面等、あまりにも実施に関して、指摘が多すぎるわけです。調査をすればするほど問題点が多くあり、うがいで行うフッ化物ナトリウムは個人差があり、集団で一斉に実施することが不向きで、飲まなくとも口内の粘膜から吸収され、蓄積による健康被害のおそれがあり、補償制度もありません。現場での教職員は薬品を管理し、集団の相手に対し、吐き出しまで全てをチェックするのは想像以上に大きな作業で、物すごい緊張感を持って対応してきたという事実があるのです。全国では対象者を間違えたり、洗口液の取り違いなど誤飲も起きた事故もありました。過去長崎、佐賀、新潟県等で事故がありました。特に保育園児、幼稚園児に取り扱いを間違える事故も多くありました。

教育委員会は、保護者や教職員に対して理解を得ているとしていますが、平成24年度から反対を押し切り実施してきました。虫歯予防は親の責任で対応すべきことで、統計データで年々、この虫歯が減ってきており、家庭での健康意識の高まりでフッ化物洗口を行っていない地域で虫歯が減っているという実態もあります。北海道教育委員会からの指示に基づき実施するのではなく、市は、独自に状況判断すべきで、もし事故が起きたら、どう解消するのか。専門の歯科医師はいない中で、うがいも上手にできない幼児・保育園児は特に危険で、このことを見直すべきであると思います。

以上、多くの意見を述べ、反対の討論いたします。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第53号平成27年度美唄市一般会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第54号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第54号平成27年度美唄市民バス会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第55号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、吉岡文子議員。

● 7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 55 号平成 27 年度美唄市国民健康保険会計予算について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

平成 27 年度美唄市国民健康保険会計予算は、総額 41 億 7,845 万 6,000 円、前年度比 3 億 5,392 万 2,000 円増額となっています。

市町村が運営する国民健康保険制度は、ほかの医療保険に加入しない全ての住民に医療を保障する制度です。制度当初は、商業者や 1 次産業従事者などが多く加入していましたが、昨今の社会情勢のもと、非正規労働者や失業者、年金者が多くなっています。国民健康保険制度は、住民から集めた保険料と国、自治体の公費で運営されます。雇用者負担が発生しませんから、基盤が極めて脆弱な制度といえます。にもかかわらず、歴代自民党政権は、国民生活に目を向けず、国民健康保険制度に対して、国庫補助を縮減・廃止し続け、国民健康保険の総額に占める国庫支出の割合は、1984 年の約 50%から 24.7%、2009 年度へと半減させました。平成 27 年度本市国民健康保険会計の国庫支出の割合は、23.6%です。こういった国の制度の中、予算編成に当たられた職員の方のご尽力には、敬意を表します。国庫負担割合の復元を求めることは、市民生活を守るために必然ですが、その実現までには、市町村の対応が重要となります。

高橋市長におかれましては、国に対しては国庫負担の復元を強く求めながら、国保加入者の負担軽減のために、今後も法定基準外の

繰り入れを継続増額されることを願うものです。

同時に広域化に関してですが、国庫負担を抑制されたままでは弱者同士の痛みの分かち合いにしかありません。広域化が、財政強化やサービス向上につながらず、住民負担増や福祉機能の低下に直結することは、後期高齢者医療制度の実態が証明しています。国民健康保険制度で言えば、これまでは、住民運動や議会議論、運営協議会への住民参加により、さまざまな制度改善が築き上げられてきましたが、運営主体の広域化は、そうした住民要求反映の大きな壁となります。高橋市長におかれましては、国保の広域化に関しても市民の立場から強く反対の意思を貫かれることを期待いたしまして、反対討論を終わります。

●議長内馬場克康君 10 番、高田正則議員。

●10 番高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 55 号平成 27 年度美唄市国民健康保険会計予算の件につきまして、討論に参加させていただきます。

私の立場は原案に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は、住民にとっての医療を受ける機会を確保する地域保険として、国民皆保険制度を支える中核となっております。

美唄市国民健康保険における国保世帯加入率は約 37%であり、全道市平均の加入率、約 30%と比べ、高い状況にある中、市民の多くの方が安心して医療保険を利用できるよう、安定した事業運営の維持が求められるものであります。なお、美唄市においても加入者は高齢者等が多くを占めていることから、受診機会が高くなり、医療費が増加傾向となる一

方、所得水準が低いため、事業の財政状況が悪化するという国保の構造的な問題を抱えている現状であると考えます。

本市の平成 27 年度国民健康保険会計予算は、総額 41 億 7,845 万 6,000 円で、前年比 9.3%の増となっており、その主な理由としては、美唄市における人口減や加入者の減少傾向の中、高齢者の増加や医療技術の高度化などによる費用増加を勘案したほか、都道府県単位で実施される共同事業の費用にも対応されたところであると思います。

また、市民の皆さんの 4 割近くが国保に加入されていることから、日々、健康で暮らしていただくためにも、特定健診や脳ドックの受診機会を確保し、健康増進や疾病予防の周知・啓発に努められていることを踏まえ、さらに医療費抑制を目指す上でジェネリック医薬品の使用促進などの事業を積極的に推進していただきたいと考えます。

また、平成 27 年度も引き続き市の一般会計から国保事業に向けて、法定外繰り入れ約 7,000 万円の一般財源が投入されることは、国保加入者への支援として、評価をするところであります。

終わりに、現在、国において持続可能な医療保険制度を構築するために都道府県が市町村とともに適切な役割分担のもとで国保の運営を担っていくこととする制度改革が進められているところでもあります。今後は、具体的な情報を的確に収集し、事務作業にあたられると考えますが、それを注視しながらも現時点における国保事業の健全な運営を図るため、適切な事業運営をなさりますようご期待申し上げます。

何とぞ議員におかれましては、議案第 55 号平成 27 年度美唄市国民健康保険会計予算にご賛同いただきますようお願い申し上げます、私の討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 55 号平成 27 年度美唄市国民健康保険会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 56 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 56 号平成 27 年度美唄市下水道会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 57 号について質疑を行います。

ます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

2 番、長谷川吉春議員。

●2 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 57 号平成 27 年度美唄市介護保険会計予算について、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

政府は 4 月から介護保険による介護報酬を大幅に引き下げることが国会に提案しました。特養への基本報酬の引き下げやデイサービス、訪問介護などの報酬を大幅に引き下げるもので、介護の現場からは困惑と怒りの声が上がっています。

本市においては、介護報酬は平均マイナス 2.27%の改定率で、基本報酬は、ほぼ全てのサービスが引き下げになっており、引き下げの主なものでは、特別養護老人ホームの介護度別の基本サービス費が 5.8%、小規模通所介護事業所が 10%、訪問介護が 4 %、認知症グループホームが 5.7%の引き下げになっています。

全国では、介護事務所の 3 割が赤字で、さらに消費税の増額や物価の上昇が経営を圧迫しており、本来なら介護報酬を引き上げなければならない状況です。政府の削減計画を知って特養ホームの建設計画を中止した事業者も出ています。自民党を含む多くの国会議員からも政府案について愚かな行為だ、とか亡国の論だ、などの批判が上がっています。

本予算案は、多くの問題がある保険料の値上げや介護報酬の大幅な切り下げなどを前提にしたものであり、認めるわけにはいきません。

市長は国に対し、市民が安心して介護保険制度を活用できるよう、介護保険制度の一層の充実のため強く要請することを求め、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**議案第 57 号平成 27 年度美唄市介護保険会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 58 号ないし議案第 62 号の以上 5 件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 58 号平成 27 年度美唄市介護サービス事業会計予算、ないし議案第 62 号平成 27 年度美唄市工業用水道事業会計予算**の、以上 5 件は委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 4、議案第 63 号財政調整基金使用の件、及び日程の第 5、議案第 64 号財政調整基金の一部積み立て停止の件の以上 2 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました議案第 63 号、及び議案第 64 号について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 63 号財政調整基金使用の件であります。

本件は、市立病院事業会計及び水道事業会計の経営健全化支援に充てるため、議案記載のとおり基金を使用することについて、美唄市財政調整基金条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第 64 号財政調整基金の一部積立て停止の件であります。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する基金積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により、平成 26 年度において、その積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより議案第 63 号、及び議案第 64 号の以上 2 件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 63 号財政調整基金使用の件、及び議案第 64 号財政調整基金の一部積立て停止の件**の以上 2 件は、原案のとおり**可決**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 6、議案第 65 号美唄市議会委員会条例の一部改正の件、及び日程の第 7、議案第 66 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件の以上 2 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

13 番、土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 65 号美唄市議会委員会条例の一部改正の件であります。

本件は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第 121 条等が改正されたことから、本条例に引用している条文について、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第 66 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、現在実施している期末手当の独自削減措置が本年 3 月末をもって終了することから、依然として厳しい本市の財政状況を勘案し、現在の独自削減措置を 1 年間継続実施するため、必要な改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 これより、議案第 65 号、及び議案第 66 号の以上 2 件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 65 号美唄市議会委員会条例の一部改正の件、及び議案第 66 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件**の以上 2 件は、原案のとおり**可決**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 8、意見書案第 1 号 T P P 交渉にかかる衆参両院農林水産委員会決議の遵守に関する意見書ないし、日程の第 10、意見書案第 3 号労働者保護ルール改正に関する意見書の以上 3 件を一括議題

といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書案第 1 号について、9 番、金子義彦議員。

●9 番金子義彦議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 1 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

T P P 交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守に関する意見書

T P P 交渉について、安倍首相は平成 25 年 3 月 15 日、国民合意のないまま参加表明されました。

T P P は関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農村は、これまでにない壊滅的な影響を受け、更には食料安全保障を根底から揺るがすとともに、食料自給率をも低下させ、地域経済、地域社会の崩壊を招く恐れもあります。

このため、多くの国民や道民は慎重な対応を求めてきました。

しかしながら、事務方における協議が進行する中、4 月には閣僚協議が行われるとの報道もあります。これらの行動は決議に反することで断じて認めることはできません。今後においては、各級及び閣僚交渉の情報開示を求めます。

美唄市においても基幹産業である農業は、その生産額が 71.5 億円に対して、50.3 億円（70.3%）に及ぶ壊滅的な打撃を受け、本市全体が崩壊することになりかねないことから、

市民・議会・行政が一丸となって、ＴＰＰ協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く、強く求めてきました。

つきましては、ＴＰＰ交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守等に関して、下記のとおり要請いたします。

記

１．ＴＰＰ交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守

政府は平成 25 年 4 月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合はＴＰＰから脱退すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 20 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 2 号、及び意見書案第 3 号の以上 2 件について、1 番、倉本賢議員。

●1 番倉本賢議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 2 号、及び意見書案第 3 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の 7 割を占め、

6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では都道府県民所得の 17%前後、家計の最終消費支出の 20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

また、同様に美唄市においても高齢化率が著しく増加し、安心して暮らし続けることができる年金制度は高齢者の暮らしを守り、地域経済へも大きく貢献するものです。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略(2013 年 6 月 14 日閣議決定)」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものです。「まして、被保険者の意見確認がないままリスク性資産割合を高めることは、被保険者・受給者の年金積立金が壊滅的打撃を受けかねません。」よって、国においては年金積立金の安全かつ確実に守るべく下記の事項について強く要望します。

記

１．年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

２．これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、年金制度に対する信頼を損なう可能性があることから、運用にあたっては慎重に対応を図ること。

3. G P I Fにおいて、保険料拠出者やこれに係わる関係者が参画し、確実に意思反映が出来る体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 20 日

北海道美唄市議会

労働者保護ルール改正に関する意見書

我が国においては、働く者のうち約 9 割が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

現在、国においては、「成長戦略」のなかで、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション（労働時間規制適用免除制度）」の導入、「限定正社員」制度の普及などといった、労働者保護に関するルールの改定の議論がなされていますが、労使双方の納得感とメリットを生む改革がなされることが重要です。この度の労働者派遣法の見直しは、労働者保護の後退を招くおそれがあり、安定した直接雇用への誘導と均等待遇原則に向けた法整備が必要です。

また、雇用改革にかかわる重要課題である労働者保護ルールの改定に当たっては、ILO の三者構成原則に基づき、労働政策審議会において、国際標準から見た整合性も踏まえつつ、公労使三者の代表により、十分な議論がなされた上で行われるべきです。

美唄市における多くの雇用労働者は、その

働く事業所の厳しい経営環境の下、生活水準を切り詰めなければならない現状にあることから、現行制度による最低限の労働者保護ルールの徹底が強く求められています。

よって、国においては、労働者が安心して働くことができるよう、下記の事項について強く要望します。

記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」及び長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。

2. 労働者派遣法の見直しは、常用労働者との代替が生じないように、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と派遣先労働者との均等待遇原則に向けた制度を整備すること。

3. 労働者保護に関するルール改定は、ILO の三者構成原則に基づく、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされた上で行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 20 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 ただいま提案理由の説

明がありました意見書案第1号、ないし意見書案第3号の以上3件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**意見書案第1号TPP交渉にかかる衆参両院農林水産委員会決議の遵守に関する意見書、ないし意見書案第3号労働者保護ルール改正に関する意見書の以上3件**は原案のとおり可決されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

この場合、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） お許しをいただきましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。

3月2日から開催いたしました市議会定例会におきまして、議員の皆様方には長期間にわたり本会議並びに各委員会を通じまして、慎重にご審議を賜り、心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。議員の皆様方には真摯な議論を通じ、先ほど平成27年度各会計予算など各案件を可決・承認いただき、誠にありがとうございました。

さて、東日本大震災の直後に行われました前回の市議会議員選挙から、早いもので4年を迎えようとしております。これまで、市政の進展のため各種全般にわたり日々御尽力を賜りましたことに対しまして、市民を代表い

たしまして、心から労いを申し上げますとともに、深く感謝を申し上げます次第であります。

近年、厳しい財政状況の中、人口減少、少子高齢化社会への対応、循環型社会への取り組み、地域主権改革など、行政課題も複雑多様化しております。さらには未曾有の被害をもたらした東日本大震災を期に地域コミュニティの再生や防災対策の強化など、安心・安全なまちづくりへの取り組みも重要な課題となっております。

また、本市におきましては、本格的な超高齢化社会を迎えており、地域経済の振興や地域医療問題、財政健全化など、さまざまな課題が山積する中において、私は市長に就任以来これらの課題解決に全力を注いでまいりました。この間、急速に進む人口減少や長引く景気の低迷など、かつて経験したことのない局面に直面しつつも、サテライト・キャンパスの充実やホワイトデータセンターなどの誘致に向けた取り組みなど、市政を進める上で、多くの成果を上げることができましたのも、議長、副議長をはじめ、議員の皆様方の温かいご指導とご協力によるものと考えており、心から敬意と感謝を申し上げます次第であります。

迎えます平成27年度はびばい未来交響プラン前期計画並びに美唄市財政健全化計画の最終年度であり、国が進める地方創生元年として新たなまちづくりへの一步を踏み出す大変重要な年であると考えております。本市の行財政を取り巻く環境は、さらに厳しさを増すと予想されますが、人口減少対策をはじめ、地域経済の活性化、地域医療の確保など、さまざまな課題にしっかりと向き合い、市民の

皆さんとともに知恵を出しながら、ふるさと美唄の創生に向けた活力あるまちづくりを力強く進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方には、引き続き本市のさらなる発展のためにお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

なお、今期限りでご勇退されます議員の皆様方には、これまでのご労苦に対し、市民を代表いたしまして、改めて深く感謝の意を表しますとともに、次期選挙に立候補されます皆様方には心よりご健闘をお祈り申し上げる次第であります。

終わりになりますが、議員各位の今後ますますのご健勝をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

●議長内馬場克康君 閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

議員任期中、最後となります今期定例会も、議員各位の真摯なご審議と、市長をはじめ関係各位のご協力によりまして、ここに平成 27 年度各会計予算など、重要案件を成立させ、無事、閉会を迎える運びとなりました。

議会運営におきまして、各位のご理解とご協力を頂きましたことに、議長として厚くお礼を申し上げます。

早いもので我々議員の任期も、残すところ一月余りとなりましたが、折りしも 4 年前の 3 月 11 日、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」の発生により、多くの尊い命が失われております。

ここに改めまして、犠牲となられた方々のご冥福を心からお祈り致しますとともに、被災地の早期復興を願うものであります。

さて、この 4 年を振り返りますと、新たな市政の舵取り役として、高橋市長が誕生し、美唄サテライト・キャンパスの開講や、北海道日本ハムファイターズとの協定、生ごみ堆肥化施設の建設など、「まちづくり」における多くの施策や、財政健全化の着実な推進が図られて参りました。

一方では、専修大学北海道短期大学や北海道中央コンピュータ・カレッジの閉校など、まちの将来に関わる諸問題のほか、記録的な大雪にも見舞われました。

また、この間、我々議会も議決機関としての使命を果たすべく、浅学非才な私が、議長として、円滑な議会運営に努めて参ったところではありますが、皆様方のご期待に十分沿い得なかったことを誠に申し訳なく存じております。

しかしながら、幸いにして、副議長をはじめ議員各位の格別なご理解とご協力を頂き、また、市長をはじめ理事者各位の特段のご努力により、本日まで大過なく、その職務を果たし得ましたことは、誠に感慨深く、心から感謝を申し上げます。

本年 6 月には、市長選と市議選が特例により同時選挙として執行されることになり、再選を目指される各位におかれましては、今後、多忙な時期を迎えられますが、くれぐれもご自愛の上、所期の目的を達成し、益々ご活躍くださいますよう、ご祈念申し上げます。

また、勇退される議員におかれましては、長年のご活躍に心から敬意を表しますと共に、今後におきましても本市発展のため、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

いずれにいたしましても、地方を取り巻く環境は依然として厳しく、本市におきましても少子高齢や人口減少対策をはじめ、健全な財政運営や地域医療の確保など、今後も難しい自治体経営が予想されますが、理事者各位におかれましては、活力と魅力ある美唄の「まちづくり」に向けて、さらに創意工夫を重ねられ、市民の皆様のご期待に応えるべく、市制の執行にご精進くださいますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

終わりになりますが、本市の今後益々の発展と、皆様のご健勝を祈念申し上げ、甚だ簡単措辞ではありますが閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

●議長内馬場克康君 これをもって、平成 27 年第 1 回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後 0 時 26 分 閉会